



発行 東京都

目次

規則

○東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……（生活文化局文化振興部企画調整課）…一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○都市計画事業の認可（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○市街地再開発組合の解散認可（都市整備局市街地整備部再開発課）…一

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）…二

○保安林の指定予定（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○一般国道の区域変更（産業労働局農林水産部森林課）…五

○東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程の一部改正（建設局道路管理部路政課）…五

○東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正（建設局道路管理部路政課）…五

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出（生活文化局都民生活部管理法人課）…七

○平成三十一年度製菓衛生師試験の実施（福祉保健局健康安全部健康安全課）…八

規則

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。
平成三十一年三月八日
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二十号

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第八十号）の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第三百十号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成三十一年三月八日
東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第二十五号一之江境川緑地

三 事業施行期間 平成二十八年三月三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百九十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月八日

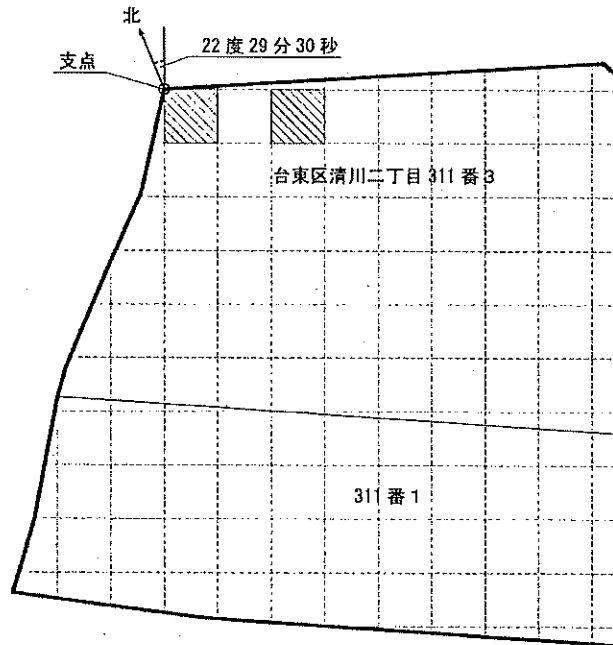
東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(台東区清川二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図

- 【凡 例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ▨: 要措置区域

【支 点】
支点は台東区清川二丁目311番3の最北端とする。



【格子の回転角度 (22度 29分 30秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。